

11月3日(月・祝日)アイネスにて
薬害エイズと薬害肝炎を考える集い
～草伏村生さんとM君を偲んで～

第一部「薬害エイズについて」

ビデオ上映・基調講演・原告からの訴え

第二部「薬害肝炎について」

九州弁護士会から裁判について・原告の訴え

第一部 薬害エイズ・刑事裁判について基調講演

大井暁弁護士(東京弁護士)

「刑事裁判で何が明らかになってきているのか」

はじめに

東京から参りました大井でございます。今ビデオを拝見させていただいて草伏さん、M君の生前の姿声を聞きますとやはり胸に来るものがたくさんありました。今日、私は大分には何度か来させていただいておりますが、今日初めて安部被告の刑事裁判の被害者であった被害者の母親がこの会場と一緒に来てくれました。先程M君の声を聞いて私の隣にいたこの母親はやはり胸にくるところがあったんだと思いますが、やはり生の人間の人生を感じた時に、裁判という手続には、生の人間の人生が関わっているんだということを改めて感じさせてもらったという感じが今致しました。

被害者の人生について

今刑事裁判がどんなふうにして進んでいるのかというのが私の話の内容なんですけれども、その冒頭短くではありますがこの刑事裁判の被害者となった人の人生がどういうものであったかプライバシーに触れない範囲でちょっと説明させていただきます。この方は35歳で亡くなりました。この会場に来ている母親とは、2人で頑張ってきたというような人生です。彼は

血友病という病気を抱えてはおりましたけれども一生懸命勉強してお母さんの期待に一生懸命応えようとしていました。母親の方もハンデを抱えながら一生懸命頑張っている息子のために一生懸命働いて息子を立派にしようと、将来息子に立派な博士が使うような木の大きな机を買ってやりたいと、そういう希望を持って働いたんです。昼も夜もずっと身を削って働いてそれで

やっと大学、大学院を卒業してこれからだと、就職してこれからだと思った時に病に倒れてしまった。先程ビデオに出ていましたけれどもあの薬を体に打って感染して志半ばで倒れてしまったと、こういう青年なんです。この青年はお母さんにとって生きがだったわけですね、生きる支えだったわけです。

今日この会場に来る飛行機の中で私の隣の席に座っているものですからいろんな話をしましたが、「あの飛行機カッコイイね。」とかいう全く関係無い話がどうしても息子さんの話になっていってしまうんですね、「男の子というのは飛行機が好きよね。」とかですね、「あの子も好きだったわ。」とかですね、やっぱりその母親にとって子供というのはかけがえのない存在、そのかけがえのない存在を奪われてしまった、そうすると残された親というのはやはり非常に人生が空虚になってしまったというか、自分の生きる支えもなくなってしまった。今日来る時に飛行機が大変揺れたんです。雲の中を通ったものですから、ガタガタ揺れる。私はちょっと飛行機が揺れるのが嫌なものですから、「怖いですねえ。」という話をしたら「私はいくら揺れても平気です。」とこうおっしゃるんですね。「なんですか?」と私が聞いたら「私は天国に近いところに行くのは全然怖くありません。」と、こういう話をされるんですねえ。要是彼女にとっ

てはもう生きる甲斐もない、というか生きる目標とか働く目標もう失ってしまっているというところがあるんですね。そのお母さんに対して実は息子さんが亡くなったこと以上に二重の打撃を与える出来事がつい2年ほど前にありました。それがご存知のように安部被告の無罪という判決だったのです。

一審の無罪判決について

安部被告を無罪にした判決というのはどういう判決かといいますと理由は簡単です。先程出ていました白い製剤、薬、あの薬が体の中に入ってウィルスに人体が感染してしまったと、その感染した人の中から一体どれ位の人達がエイズを発病してどれ位の人たちが亡くなっていくのか、その確率が科学的に証明されなかった。科学的に証明されていない段階では薬を止めさせるという刑事責任を医者、あるいは厚生省に対して課することはできないんだ、これが安部被告の無罪判決の大きな理由だったわけなんです。

じゃあ一体全体その科学的証明というのはどこまで証明されたら一体薬をやめるべきだということになるのか、今もビデオに出ていましたけれどもすべてこの日本薬事行政というのは全部後手後手にまわってきたわけです。科学的に証明されてない、十分な根拠がない。そうやってずるずるずるずる薬が使い続けられる事によってどんどんどんどん感染者が広がっていった。さっきドナルドフランシスがちょっとビデオの中に出てきました。一体何人の人が死ねばいいんだということで机を叩いたという場面がありましたけれども私もつい机を叩きなくなっちゃいます。実はこの安部被告の刑事裁判の被害者の人、このお母さんの息子さんは1985年の5月、6月に感染をしているわけです。ところが安部被告の病院では1983

年に1人、それから1984年に1人、これはエイズだと思われる患者さんが、安部被告がもう絶対エイズだと思っていた人が病気を発症して亡くなっているわけです。そういう病院でまださらに薬を使い続けるということが私は本当に信じられない。ところがその信じられないお医者さんの判断を東京地方裁判所は医学的に責められない、医者判断は正しかったとこういう形で無罪にしてしまったとこういう判決なわけです。

判決言い渡しの時に母親も法廷にありました。最初は裁判官が何を言っているのかよく判らなかつた、そのうち回りにいる患者さん達が怒り出してそれでやっと事情が飲みこめた、とこういう話を先程してありました。この裁判はおかしい、絶対におかしい、ただ単に刑罰を課するのはおかしいということではなくて医学的に医者判断は正しかったというのが東京地裁の判決。ということは、医者はどういうことをやっても裁判には通らないということになりかねないような判決、こういう判決が堂々とまかり通るとするのは非常に不思議な国であります。

控訴審について

検察官もこれに対して非常に怒りまして、そして東京高裁に控訴しました。この判決を見直してもらいたい、これは患者の声でもあるわけです。そして控訴審の裁判が始まり、先程お話にもありましたように終局を迎えようとしております。刑事裁判の控訴審というのは非常に特殊でございます、我々は被告人側で弁護人の立場で控訴審するとだいたい1回で結審されてしまうんですね。ほとんど1回目の裁判でもう打ち切り、次回判決と、こう言って弁護側が証人の申請をしてもほとんど採用してもらえない。なぜかという刑事裁判の控訴審というのは事後審といいまして一審、

東京地裁の判決が正しかったのか、間違いだったのか記録上それを観察するというか、見直すというそれだけの手続きと、法律上なっているものですから、だいたい1回で終わってしまうことが普通なんです。ところがこの裁判では1回で終わらせるというわけにはいかないわけです。しかし本当に高裁に上がってからこの刑事裁判、裁判所が見直してくれるのだろうか非常に心配しました。私達も心配したし検察官も心配したし、それから告訴人でありますお母さんも非常に心配しました。非常に心配した。

ところが何とありがたい事にこの東京高裁の審理は私達が思った以上に実に丹念に証人尋問を始めてくれております。今まで7回公判がありました。検察側は5人の証人を申請して、一審の裁判を見直してくれとこういうことを裁判所に申し立てしたわけですが、何と検察側が申請した5人の証人のうち4人まで採用になりました。そして4人の証人尋問はもうすでに終わっております。中でも非常に私達が心配していたのが血友病患者さんの証人を果たして採用してくれるのか、くれないのかという点が最も気がかりなところであったわけです。なぜか、それは一審の裁判がお医者さんの話だけを信用してお医者さんの証人の結論でもって判決をしていたからなんですね。どういうことかという先程申しましたようにどれ位の発病率があるのか、どれ位の死亡率があるのか、そういうことについてお医者さんがいろいろ証言しまして、「感染したからといってどれだけ発病するのかというのは、はっきり言って当時は判らなかつたんです。」ということをいろいろお医者さんが裁判で言ったわけです。それでその通りの判決になってしまったわけです一審判決は、それからもう1つあります。「この危ない血液製剤以外に薬はなかつたんだ、血友病を治療するためには

この薬以外に使えるものがなかつた。だから自分たちとしてはどうにも手の打ちようがなかつた。エイズは心配でした、感染も心配でした、けどこの薬以外には使えるものがないんだから治療の仕様がな。血友病で死んでしまうよりもやっぱり危険だとは思ってもこの薬使う以外になかつたんです。」ということをお医者さんたちがたくさん証言してその通りの判決になつちやう。

ところがこのお医者さんたちの証言というのは患者さん、当時生きてきた患者さん達から見ると全然違ふんですね、180度違ふ。どう違ふかといいますと患者さん達のほうが本当に危ないと思っていました。先程安部医師が発病率というのは1000人に1人だという話がありました。その1000人に1人だという講演会に実際に出席した患者さんもいるんです。その時患者さんの受け止め方はどうか、「1000人に1人だつてその1人にあたりたくないよ。」「もし自分がその1人に当たつちやうたらどうしよう。」ということをお医者さん達は当時心配していたわけです。実際にそういう会話もしていたわけです。患者さんの受け止め方というのは当時そういうことですね。それからもう1つ、お医者さんたちはこれ以外に薬はないと言っていましたけれど、そんなことは全然ないんです。実際にはもうそれよりも1世代前の古い薬、クリオという薬ですけれど、そのクリオという薬を使えばこれは治療ができるんだと、実際そのクリオという薬ですつと治療をしてきた患者さんがいたわけです。そういう患者さんの証言、それを一審では一切引用しなかつた。一審の判決では患者さんの証言というのがほとんど引用された部分がありません。一審判決はたいへん部厚いものですが、患者さんの証言が出てくるのは本当に少ない。それほど患者さんの証言というのは無視されている。それで検察側はこの高裁

で2人の血友病患者さんを証人として申請したわけです。この血友病患者さんの生の声が裁判に出せるのかどうかという点が非常にこの控訴審の帰趨を左右するそういう大きな意味を持っているんだろうと私達も思っていたものですから非常に心配しました。ところがその控訴審の裁判所はその点にも非常に興味を持ってくれまして血友病患者さんの証言というのもついこの度実現しました。

検察側証人

今まで高裁で出てきた検察側証人、まず1人目は内田証人。この方はどういう人かといいますとその自分のところにも血友病患者さんが治療に来て、その方がどうもエイズだ、そしてその方が亡くなるわけです自分の病院で。それで解剖してみたら大変な症状、体中全部感染症を起こして大変な状態になっている。それを見た内田医師は自分の患者さんの薬を全部変えちやうわけですね、全部変えちやうたわけです。これは危ない、この薬はまずい、だから加熱製剤にしようということで変えたわけです。一方安部医師はどうか、自分の安部医師のところは2人患者さんが亡くなっているわけですが全然変えない、薬を変えない。薬を変えないで患者さん2人が亡くなった後も同じ薬を使っているものですから、このお母さんの大事な息子さんの人生を全部ダメにしちやうた。お母さんの人生もダメにしちやうた、こういうことなんです。その内田医師が証言に出て自分は薬を変えました、この薬はまずいと思ひました。ということをお母さんが証言してくれました。

2番目に出たのが杉山証人。この人はどういう人かという自分の患者をクリオで治療したんですね、先程申し上げました1世代前の薬です。この薬というのは国内の血液で作っているものですから外国からエイズのウィルスに感染した治療薬

と違ひましてエイズに感染している心配がない、この薬で患者さんを治療して全然問題は無かつたという点を証言してくれたわけです。

次に出てきたのは木下証人、この木下証人というのはご存知かと思いますが安部医師の直属の部下ですね。自分としては安部医師に対して「もう非加熱製剤やめましょう、クリオに戻しましょう。」と言つただけけれどもそれを言下に安部医師から却下されてしまったという、そういう立場の人なんです、それは一審でも検察側の証人として立つたんですけども、その証言が一切信用性がないということで一審判決では全部無視されちやうた。この方が再度出てきて「私は一審判決で全部信用できないというふうに言われたけれども事実をありのままに述べただけで嘘は言っておりません。」ということをお母さんが証言したわけです。「帝京大で亡くなった2人の患者さんについて安部医師も私もこの2人がエイズ患者だということを疑つた事はありませんでした。ただ安部医師に逆らつてまで薬を変えろということではできませんでした。」ということをお母さんが控訴審でも改めて証言してくれたわけです。

血友病患者の証人

そして4番目に今日も会場に来てくれていますが、私達が望みに望んだ血友病患者の証人が証言してくれました。その証言の骨子はこういうことなんです。「自分はクリオですつと治療してきました。そして今ここに生きています。この証言に立つてこうやって証言をしています。前に出てきた血友病専門医たちのようにクリオは使ひ物にならないんだ、血友病患者はクリオを打つたら死んじゃうんだということが本当だとすれば何故私はこの証言台に立つて証言できているんですか。クリオで生きてきたからこそ私はここに

るんですよ。」と。もう少し正確に言えば「クリオよりもちょっと前の世代の治療薬、その治療薬でも私は十分治療ができていますよ。」ということを生身の声で証言してくれたんです。そうしたら裁判官がですね、なんと裁判長も右陪席も左陪席もウンウンと頷きながら一生懸命メモを執って聞いてくれたんです。本当にこれはありがたかった。もう1人血友病患者さんの証人が申請はされてますけれども、この方はちょっと採用になるかどうかは今のところ判りません。たぶん採用にならない可能性もあると思います。それは何故かと言いますと、血友病患者の方おひとり出たものですかから2人まではいらないだろう。検察側証人5人のうち4人まで採用されまして、私は非常にこままで採用されるとは実は思っておりませんでした。本当に裁判所は私の期待以上によく審理してくれているんじゃないのかなあというふうに思っています。

弁護側の証人

そして5人目の証人が実は弁護側の証人なんですけれども風間証人といってさっきビデオに出てましたね。血液製剤問題小委員会でクリオは使い物にならない、血液製剤を変えるわけにはいかないという答申を書いたあの人です。あの人が弁護側証人として今度出てくることになりました。おそらくその風間証人の証人尋問を終えたらこの控訴審の裁判はおそらく証人尋問を全部終えて検察、弁護両方が弁論をして、そして結審という運びになるんじゃないのかなあというふうに思ってます。そしておそらく判決が来年の夏、もしくは秋ぐらいにはあるんじゃないかと思うんです。

おわりに

今日も皆さんこんなにたくさん集まっていた

いただきましたけれども、私はこんなにたくさん証人を採用してくれると思っていなかったと何度も言いましたが、皆さん大分から何度も東京高裁、あの遠くの東京高裁に何度も足を運んでくださいました。ここにお見えになっている何人の方私は東京高裁の裁判所の法廷で会わせていただきました。本当にありがたく思っています。そして大分と北海道から裁判の度に署名を出していただいています。公正な裁判をしてください、お医者さんの言い分だけ聞くじゃなくて患者の言い分も聞いてください。公正な判決をしてほしいとそういう署名をもう何万という署名を大分と北海道で集めていただいて裁判の度に出していただいて、やはりそういう全国からの声というものを裁判所としても無視できなかったのではないかなと強く思います。

特にこの間風間証人の日程が決まって皆さん遠方から来て頂いたその日に風間証人が病気で裁判を休みまして裁判長が法廷で「今日は証人尋問はありません。」と言った時にみんながっくりしたわけです。今日のホテルどうやってキャンセルしようかなあとか、ただそうやって足を運んでくださる、それがやっぱり裁判所としてもいいかげんな裁判はできないんだなという非常に強いプレッシャーになっているんじゃないだろうか、これは人を刑務所に入れるか入れないかという刑事裁判です。刑事裁判に対してその刑事裁判の外部からいろいろ署名を出したり運動をしたりという事については今までこれはもう前例がなかったと思います。だからそういう点での難しさはあるかもしれませんが少なくとも裁判所はいいかげんな判決はできないというふうに思っていることは間違いないと思うんです。本当に皆さんのお力添えというのは私もありがたく思いますし、そしてこの会場に来ている母親も本当にありがたいと思って今

日はお礼の意味も兼ねて寄らせていただいております。本当に皆さんのエネルギー、パワーをいつもありがとうございます。どうもありがとうございます。

原告からの訴え（瀬戸さん）

皆さんこんにちは。東京 HIV 訴訟原告団で組織しています「はばたき福祉事業団」のほうで調査研究理事を担当しています瀬戸と申します。今日は草伏さんとM君のビデオ、そして大井先生のお話を伺っている考える事がありました。

私は3つの点を皆さんに是非憶えておいていただきたいのです。1番目は「犠牲(Sacrifice)」ということです。草伏さんにしろM君にしろまた安部裁判の原告になられている方にしろ、こういう尊い犠牲家族を巻き込んだそういう犠牲があって今現在私たちの治療体制とか、新しい薬とかしっかりしたものになっている。だから私たち自身こういう先人達の尊い闘い、今も続いている闘いに対する感謝の思いを忘れてはならない。そしてまたその中で苦しめられている家族の皆さんの事も忘れてはならないということが1つ。

2つ目のキーワードは「お母さん」ということです。私たち血友病患者はいろいろな被害があったわけですが患者本人の苦しみは同時に家族の苦しみ、中でもお母さんの苦しみがありました。母親は誰でもそうだと思いますけれども五体満足の子供を産もうと思っていてそこに血友病患者の子供が生まれる、それだけでもお母さんは自分を責める。ところがその血友病治療によってHIVに感染してしまった、そしてひどい目にあわされてしまった。ということで今でも全国のお母さん達が自分を責めて生きているんです。もし私が血友病の子を産まなかったら本人達にあんな苦しみを与えなくて済んだんじゃないのか、私が悪

いというような感じ、今もそんな思いを持ってひっそりと生きているお母さん達が全国にたくさんいらっしゃる。その結果お母様の中の6割~7割の人がPTSDに今でも苦しんでおられる。そういう結果が調査の中で明らかになっている。その中のお一人として安部裁判の原告になられたお母様もいらっしゃるわけです。無罪判決の時お母様が言われた「これは息子の裁判じゃない。」そうおっしゃったと私たちは聞いています。それがようやく皆さんのお力、国民の声がようやく届いて、もしかすると息子の裁判としてきちんとした判決がもらえるかもしれないという希望が湧いてきたということに関して私たちも本当によかったというふうに思っております。この後、薬害肝炎の方がお話になりますが、これもやっぱりお母さんが1つのキーワードになっています。出産時の出血の時に受けた治療薬、そのせいでC型肝炎にかかってしまう、あるいは子供に移してしまうお母さんもいた、やはりその中でもお母さん達は自分を責めている、そのあたり同じことを繰り返している、そこが私たちとしても切ないところです。

そして3つ目は「若者と市民」ということです。大分でもそうでした、東京でもそう、そして福岡でもそうでしたが若者を中心とした市民の方々の支えがあったからこそ私たちは薬害エイズ裁判を勝ち抜くことができました。この肝炎訴訟においても大学生を中心とし、あるいは市民の皆さんを中心とした支援の輪が今少しずつ広まっています。その中で大学生の皆さんが話しているのは自分たちのお母さんも同じ目にあっただけかもしれない。あるいは自分たちと同じ若者たち、今日話される方も若い世代の方なんだけど、自分たち自身もC型肝炎に知らない間に感染させられたかもしれない、他人事じゃない、そう気づいてくださる支援の皆さんが次第に増えている。自分の家族あるいは自

分自身、同じ薬害の被害構造の中でまた繰り返されるかもしれない、そういう思いを抱いて皆さん支援の輪に加わってくれる。この事がやはりこれから薬害肝炎訴訟を本当の意味での解決に結びつける上でも大きな力になる、そういう意味でこの大分という地は全国に向かって胸を張って言えるようなすばらしい活動を継続されているなどというふうに思っています。今申し上げた犠牲(sacrifice)、お母さん(mother)、そして若者と市民、この3つのキーワードこれが薬害エイズ薬害肝炎の問題を解決する上でのとても大事なキーワードだと私自身考えております。本日は皆さんどうもありがとうございました。

原告からの訴え(長嶋さん)

皆さんこんにちは。今日福岡からこちらに来た時に上着を1つ脱ぎました。暖かいなあとと思って、また大分の皆さまのお気持ちか暖かいんだろうなあとと思ってこの席につきました。私は草伏さんと同い年、M君は子供のように思って、毎年この日に参加させていただいています。大井先生がさっき言われましたけれども草伏さんやM君が悔しい思いで亡くなった1つには真相究明があると思っています。今東京高裁で安部控訴審が続いていますが、公正な判決を求める要請書(署名)は大分が一番多く北海道や東京と連動して毎回提出しています。裁判の午前中にその署名を持って、国民の皆さんの「一審の判決はおかしい」という気持ちを伝えてきました。前回「あなた方のこのお気持ちは裁判長に伝えます。」と言われ、ああ私達のやっている事、この署名は無駄じゃない、そう思っています。もしかしたら国民の声が署名によって裁判長に伝わって1つ1つの証人の回数につながっているのではないかと思っています。これからもこの署名は続けていただきたい、そういう

願いがこもっております。ただ薬害を根絶するためにはこの裁判が無罪では困ります。河邊裁判長に来年言っていただく言葉に正義がほしいんです。これからもそういう運動を続けて行きたいと思えますし、福岡での薬害肝炎訴訟の最初からの支援者として、この問題も私たちの問題として支援という形になりますけれどもやっていきたいと思っています。櫻井よしこさんは大きな会場で言われましたけれど「知るは愛なり」と、まずその被害者の声を聞いていただきたいということを最後に付け加えて私の話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

第一部 総括 (徳田靖之弁護士)

今日はこんなにたくさんの人にご参加いただきありがとうございます。7年前1996年というのは今から振り返ってみると大変な年だったなという感じがしています。この年の2月に先程のビデオの中にもありましたけれども、みぞれまじりの東京で3日間座り込みをやりました。その時に草伏さんは体調を壊しまして東京に行けないということで大分の竹町でそれこそ命がけの座り込みをしたのがついこの間のような感じがします。その時私らは東京に出てM君やM君の両親と一緒にあの寒い中座り込みをやったわけです。それがその7年前の2月の事で、そしてその年3月29日に東京の薬害HIV訴訟は和解をし、そしてその2日後3月31日に実はらい予防法という世界に前例のない悪法が廃止をされたわけです。

そしてその年の10月にM君と草伏さんが相次いで亡くなるということがあり、その直後に2人の事をどうしても忘れない、忘れてはならないということで11月3日に第1回目の偲ぶ会を開いて、そして今日がその8回目ということになります。

未だに7年前の10月を思い出すとあの頃の自分たちというのが本当にその、ただただ泣き明かしたという感じが一番に思い出されるんですね。私も人間の体は殆ど水分でできているということは知識として知っていましたがあれほど自分が泣くということは本当に想像もできませんでした。単に回数だけでなくすごい量の涙が流れたという、正直言って呆然としたという感じを今でもよく憶えています。大分はその2人を偲ぶという形で薬害を告発する運動を続けてきました。よくいろんな方から大分はどうしてそんなに運動が続くのかと言われることもあります。それは私どもは草伏さんとM君のことを大事にしてきたからだと思っています。私たちはあくまで彼らの友達として、もし彼らが生きていたとしたら何をやるだろうかと考えるいうことを中心にしてこれまで行動してきました。

正直申しますと今日司会をしている阿南さんやこの会を準備してくれた皆さんや私は本当に2人に対する思いといいますが、2人を偲んで「2人はどんな人だった、あの時草伏さんはこうした、M君はこうだった。」というような話をする、そういう集いにしたいわけです。まさに最初の11月3日はそういう集いで、私達自身としてはこの集いは2人を純粹に偲ぶ集いにしたい、だけど2回目からは全く許されないで今日まで来ています。

今日も薬害エイズと薬害肝炎を考える集いとなりましたのは先ほど瀬戸さんが言われた2人を初めとする数々の尊い犠牲にもかかわらず依然としてこの薬害エイズに関してはその責任の所在というものが曖昧にされたままになっている。そして薬害エイズと全く同じような構造によって起こったところの薬害肝炎、こうした事が今なお繰り返されるという状況の中では私達はただ単に2人を

偲んで集いを開くというだけではなくて彼らが生きていたら何をやるであろうかという事をしっかり自分達1人1人に問い掛ける事を通じて薬害エイズの真相究明をし薬害肝炎の闘いを支援していくという集いにしなければならないという思いで今日開かせていただきました。

薬害エイズに関しましては民事的な問題はその責任の所在が明確になりました、しかし私達は2度と再びこのような薬害を起こさせない為にそのような薬害をもたらした構造にきちとしたメスを入れるためにその責任者に対して刑事的責任をはっきりさせるべきだと考えました。その私達の本当の悲願に添えてくださったのが今日お見えいただいているお母さんだと思います。ですからこの薬害エイズ刑事裁判というのはどんな事があっても一審の不当な判決をこのままにさせてはならないわけですね、あのような判決が可能になったのは日本の国全体がこの薬害エイズの尊い教訓を忘れてしまった、忘れてしまっているというその風化があのような歴史を書きなおすような、全く当時を知っている私達からすれば信じられないとしか言いようがない判決になったんだと思っています。ですから私達は今日の集いを第1歩として薬害エイズ刑事裁判を見守り続ける、私達が監視し続けることを通じて控訴審でお母さんの気持ちに本当に正面から添えてくれるような判決が勝ち取れるんだなと思っています。今日東京からわざわざ本当にお母さんに来ていただきましてありがとうございました。お母さんの気持ちを無にしないように私達もこれから一生懸命頑張っていきたいと思っています。今日はまた後半肝炎の問題があります。どうぞ今日お集まりの皆さん今日を第1歩として大分から更にさらに熱い風をこの2つの問題に送り続けていきたいと思っています。どうもありがとうございました。よろしくお祈りします。

第二部 薬害肝炎訴訟について

波多江愛子弁護士（九州弁護団）

1 自己紹介

九州弁護団の波多江と申します。私は薬害肝炎の弁護団に入り薬害HIVの事を勉強する機会に恵まれました。今回もこの集会でHIVの勉強もさせて頂いていますが、この被害の凄まじさや闘いの凄まじさに正直言って圧倒されています。

HIVの問題が社会問題化した頃、私はもう既に弁護士を志して勉強していました。

しかし、恥ずかしい話ですが、この問題を自ら知ろうとしたり、勉強しようとする事をしておりませんでした。今、この圧倒的な被害や真実を知ることにつけて、そんな自分を本当に情けなく思っております。

今私は薬害肝炎の弁護団として活動する機会を与えて頂いております。少しでも自分で出来る事を見つけてお役に立てばと思っております。今日も薬害肝炎の訴訟を説明するというような事は力不足で恐縮です。辿々しいかと思いますが、ご了承下さい。

2 薬害肝炎訴訟とHIV訴訟

まず、私達が裁判をしている薬害肝炎訴訟というのはHIV訴訟と同じ薬害訴訟です。しかも、同じミドリ十字が作った薬で生じた薬害だということも共通です。

そして薬害肝炎は、ミドリ十字がC型肝炎ウイルスが入っていた、正確に言うと、入っているのを分かっているながら売った、フィブリノゲン製剤という薬で、それを使われた方が肝炎になったという事件です。

そこで、この薬を承認した国と販売した会社を相手に、現在損害賠償を請求しております。

損害賠償を請求しておりますが、恒久対策・治療体制の整備等を求めている事、更に薬害の根絶を願っている事という点でもHIV訴訟と全く同じです。

3 裁判の状況

この訴訟は、東京・大阪で昨年10月21日に提訴され、それを皮切りに福岡・仙台・名古屋の順で、今現在5地裁で裁判を進行させております。最初は東京・大阪29人で始まった訴訟だったのですが、現在全国で約50名を越えまして徐々に広がりを見せております。

4 弁護団の主張

今回の薬害肝炎訴訟についての弁護団の主張についてご説明いたします。

(1) 承認時の違法

弁護団が、どのような点で国や製薬会社に責任があると主張しているかということ、第一点は効かない薬を承認して、それを売ったことが違法だという事です。この「効かない」とは、理論的にもフィブリノゲンというものだけを治療に使っても効かない上、承認の手続きで出された資料には、全く「効く」という根拠付けるようなデータがないにもかかわらず承認してしまった。この事が違法だという事を弁護団側は主張しております。

第二点目は承認当時から肝炎感染の危険性は分かっていたという事です。これは、ミドリ十字が出している能書きにも「肝炎に感染する可能性がありますから注意してください」というような事が書いてある事からもよく分かります。

第三点目は肝炎がとても重い病気だという事も分かっていたということです。これは後に出される肝臓学会の報告でも、「その時点で肝炎が慢性

化したり肝硬変肝臓癌になったりする事は分かっていた」という内容の報告があります。この事からも肝炎が重篤な病気であることは明らかだったという主張をしております。

この三点、効かない薬であること 危険であると分かっていたこと 重い病気だと分かっていた事を根拠に、薬を承認した事自体が違法だという事を主張しています。

(2) 再評価しなかった違法

弁護団は承認自体の違法を第一の柱として主張しています。そして二番目の柱として主張しているのが、再評価をしなかった（その結果承認を限定しなかった）事が違法という点です。

フィブリノゲン製剤の承認後に、日本には、薬の有効性や危険性を再審査する制度が出来ました（再評価）。その制度に則って再審査していればいれればもっと早くに承認の取り消しが出来て、こんなに被害が拡大されなかったのではないかという事を主張しています。本当は1971年から78年の間に薬の有効性や危険性の再評価が手続きされたはずなのですが、このフィブリノゲン製剤は審査されなかったのです。後から調べますとわざと再評価しなかったのではないかと思われ、その点を違法だと主張しています。

5 被告らの主張

これに対する国と製薬会社の反論についてご説明します。

まず、有効性がなかったという弁護団の主張に対しては、「イヤ、あの学者も効いたと言っている。この学者も効いたと言っている。」と言って後から寄せ集めてきた論文を山のように出しています。

そして杜撰な承認時の資料については、ほとんどデータがなく、ただ「効きました」「効きました」

としか書いていないような承認資料でも、これで有効性をきちんと審査したと強弁しています。

危険性に対しては、C型肝炎ウイルスがきちんと検出出来なかったのだから避けようがない、危険性は分からなかったと言うような主張をしています。HIVの刑事事件などと同じです。

そして肝炎が重篤性だという主張に対しては、重篤だというのは分からなかった。またインターフェロンで治るじゃないかだからそんなに重い病気ではないというような主張をしています。

さらに再評価の時のすり抜けについては、なぜ1978年までに再評価されなかったんだという私達の主張に対して、「名前が変わったからです。『フィブリノゲン』が『フィブリノゲン』と長音の符号が取れたから新薬扱いになったのです。だから78年までに再評価する薬から外したのです。」と語っています。

6 被告らの応訴態度

このような相手方の反論を見ると、全く今までの薬害について反省もしておらず、全面的に争って責任を認めないと言う態度であることは明らかです。

このような国や製薬会社を許してはいけないと、私達弁護団・原告団は考えまして、全面的に責任を認めさせるように争っております。また、引き延ばし自体を許さないという厳しい態度で裁判を進めるべく、先日はHIV訴訟の関係で厚生省に建てた「薬害根絶の碑」を使わせて頂いて、「薬害根絶の碑で、二度と薬害を起こさないと誓ったではないか」と法廷で意見陳述をし、早期解決を迫りました。

7 今後の予定

この訴訟は全国5地裁で足並みを揃えて進めて

おります。早期解決のために全国で足並みを揃えているのです。そして、2004年春から証人調べが始まります。全国で役割分担をして証人尋問をし、2005年の春には全体解決を目指しています。

今日は福岡から原告の方お二人と学生さんもこの集会に参加されています。C型肝炎の本当の辛さは、後ほど原告の方からお話し頂きたいと思えます。他人からは分かりづらい、見た目には分かり難いというのがこの病気の一番の特徴ですので、是非原告の方の声に耳を傾けて頂きたいと思えます。また、今この裁判では学生さん達が支援に立ち上がりようとしています。HIV訴訟でも学生さんの力が大きな社会運動に変わったと聞いております。後ほど今回の薬害肝炎の支援の学生さんの意気込みを語って頂きたいと思っています。

私達弁護士は原告や支援の方々を支えて、そして裁判というほんの一部分のお手伝いしか出来ませんが、しかし、原告の方と支援の方と協力をして精一杯頑張っていきたいと思えますので、どうぞこれからもよろしくお願ひいたします。

原告からの訴え(原告番号2番)

はじめに

こういう場でお話するのは、未熟なのですが、とてもドキドキしているのですが、お聞きぐるしいことと思えますが、最後まで聞いて下さい。

この前、私は原告番号2番ということで、意見陳述をさせていただきます。その時の事を聞いていただけないでしょうか。

感染について

1980年、三男を出産しました。すでに2回の出産を経験していたので不安はそれ程なかったのですが、産後の出血が止まらなかったことを覚

えています。

その後は疲れやすくなったり、顔色が黒いと思うようになりました。しかし、まさか自分がC型肝炎に感染しているなどは全く知らないままに、2年後に四男を出産しました。

原告番号3番は、私が母子感染させてしまった四男です。今から6年半くらい前に体がきつくなって、何か内臓関係が悪いのではと思い、済世会病院というところで検査をしました。

それから数日後、自宅で主人とくつろいでいたところに突然電話が鳴りまして、検査を受けたその病院の先生から電話があり「C型肝炎に感染している」ということを告げられ、すぐに病院に来るように言われました。

その時に、はっきり言って奈落の底に突き落とされたような、そういう恐怖感というのを感じ、受話器を持ったまま立ちすくんでしまいました。言葉につまって、すぐに返事も出来ませんでした。主人に「何があったの」と聞かれても私は何も言えませんでした。もう肝炎になったらどうなるかということはある程度知識はありました。TVでも話題になってましたし、肝硬変になって肝癌になって……。

なんで、私がそういう病気に罹らなければならぬのか?三男の出産の時では?……と、その時に頭に浮かんだのは子どもにもひょっとして、まさかと思いましたが、その後すぐに三男と四男を連れて病院に検査を受けさせに行きました。止血剤を投与したのは三男の時の産後だったので、三男は感染していませんでした。四男は、感染した後に生んだ子でしたので、同じようなウイルスを持って生まれてきていました。

そういえば、四男が出産のときに、黄疸がひどくて入院が今までに無く長引いたのだけは、ちょっとおかしいなとは思っていたのです。その子だ

けが熱性の痙攣を年に何回も起こす。上の子どもはどれもなかったのに、おかしい、どうしてだろうと思っていたのですが、今になって、ああ、あのときにとったのです。

告知について

私は四男に感染の結果を告げました。その先の治療をしていけなかつたし、時々検査に行かなくといけなかつたし、無理な運動もさせられない。そう医者から言われていました。スポーツはしていましたが、なぜか、疲れやすく、体調が悪くなる事が多く、他の兄弟同様運動神経が良く、スポーツは得意ですけど、無理をさせられない体でスポーツや勉強もそういうこともままならない。地元の大学に行ってますけれども、去年の9月と10月に40以上の熱が一週間以上続いていたので、済世会病院に入院しました。血小板が4万くらいになっていましたので、緊急に入院しました。ただ、C型肝炎だというだけで、一応個室に入れられて、大学もそのために休学をせざるを得ませんでした。

私が四男に告げたときは、まだ14才でした。ただ、残酷というかそう思うかもしれないけれど、将来のことを考えて、自分らしい生き方や、治療をしていってほしかつたから、「かかつたよ。」と感染を告げました。それからしっかり勉強も頑張つて今の大学にもストレートで入つてくれました。あまり無理はしないように地元の大学に行つて、私の目の届くところという気持ちで、心の中にありまして、私が裁判ということで訴えたのは、子どものことがあるから、それが一番です。何とかして命を輝やかせてあげたい。何とかしてよい治療を、方法を見つけられるような社会にしてほしい。C型肝炎、何で私たちがならなければいけなかつたのか。今思い出して、あの産婦人科

での子どもを産むときに、確かに出血はかなりありましたけど、その時に両方から透明の点滴がぶら下がりましたけれど、多分それがフィブリノゲンだつたと思ひます。

感染を知らない人が多い

医者が、そのときのお医者さんが点滴しても、「おかしい、おかしい。」と「何故出血が止まらなかつた。」というようなことを盛んにその場で言っていました。最後止まらなかつたので、お腹に違う薬を打つて、現在もその薬は使われているようですが、フィブリノゲンとは違う薬を使つて出血を止めてもらいました。これは、そのときの産婦人科の先生とお話して、聞いた話なのですが、この先生はいろんなしごみがあるとは思ひますが、何のためらいも無く、私が書類をお願ひしますと一人で言いに行つたときに、ちゃんと書いていただきました。フィブリノゲンを3本使つた。その当時ほとんどの病院でフィブリノゲンを使つていたそうです。だからまだ自分の感染を知らない方も全国各地に居られると思ひます。そして感染を知らないままに、子どもさんを産み、そして母子感染をするというのは、今少ないとはいへ、私は多いと思ひます。何パーセントしかないということはないと思ひます。感染してる事を知らないのではと思ひます。

問ひたい

何故この薬を使つたのか、私は問ひたいと思ひます。そこまで言ひたいと思ひます。何故私たちが日本国民のお母さんたちに何故こういうフィブリノゲンや血液製剤を、何故使つたんですかという悔しい気持ちで一杯です。なんとか世論を喚起して、もっと多くの人がかつてくださるということ、しっかりみなさんで絶やさないで、多くの人

に呼び掛けていただきたいと思います。このフィブリノゲン製剤に対する薬害肝炎訴訟を全国の方に訴えて、もっと治療を進めてほしい、私の願いはそこにあります。私は年だけど、やはり私は子どもを助けたいです。もっと生きて欲しいのです。どうもありがとうございました。

原告からの訴え（原告番号10 小林邦丘さん）はじめに

福岡県から来ました小林です。31才に今年なりました。意見陳述を9月30日にしてそのときに実名公表をすることにしました。実名公表をすることによって、なにか大きく変わるのかなという、個人的な思いもありましたが、周りの友達や家族には言う機会があって話をしていたので、それ程周りの影響はなかったのですが、やはり実名公表することによって今まで全然知らなかった人から声をかけられたりするんじゃないかと、みんなに言われたこともあります。周りが言うほどそのようなこともありませんでした。

自分が一番最初に病気のことを知った時よりは、病気のことを進歩してきて、良い意味でなのか悪い意味でなのかまだ分かりませんが認知されるようになったというか、そもそも私は被害者であり実名公表をして第一線で戦おうと決めました。

感染について

自分の場合は、小学校6年生の時に、輸血をしたことがあり、ずっと頭の中から離れず、HIV報道をTVや新聞で見て自分も、もしかしたらと思い、ずっと悩んでやっと検査をしました。その結果がC型肝炎という病気で、初めてHCVという病気を知ったし、説明を受けて、今からどうやって生きて行こうと思いました。子どもの時の病気で覚悟はあったのですが、医者から話を聞いた

時には、「どうなるんですかね。自分の命は後何年ですか。」と極端な話というか極論なんです。いつまで生きられるのかということが一番聞きたかったし、思わずその時聞いたんですね。医者の方もはっきりしたことは言えなかったのでしょうか、早くて5年、10年くらいで症状が出始めて・・・。とにかく病院にかかって、症状をみながら進行を食い止めなさい。しかし保険が利かず治療費が高額な為、親とよく相談するように言われました。治療費が高額で完治するかも分からず、一度嫌な思いもしていたので、その時病院へ行かず、どうやって生きていこうか悩み苦しむ、どうせ死ぬのだったら好きなように生きたいと、考え方が移行していきました。しかし、結婚とか就職に関しては、どうしても引いてしまうというか積極的にはなれませんでした。

原告として

しかし病気が治って欲しいと友人などが思っていることを知って治療を始め、今回の訴訟を知り加わりました。私はカルテなどの書類が全て揃い、原告団に加わりましたが、それができない方や感染経路が分からない方がいることも知り、私の出来ることの一つとして、先ずは実名公表をしました。平成15年10月21日にフィブリノゲン製剤の使用及び肝炎発症に関する調査要請書を病院に提出しに行きました。マスコミの方の協力もあり病院の対応も違い、キチンと対応していただけました。

その日のニュースにも取り上げてもらい、色々な反響があって、やはり一人の力の無力さを知り、世論の凄さも知りました。私は、出来る限りのことはやりたいと思いますが、何もできないかもしれませぬので、大分の皆さんの力が、借りれたらなと思っています。今後とも頑張っていくので、

よろしくお願い致します。

支援のお願い（学生の会・福岡さん）

こんにちは。高いところから失礼します。今日は優しい弁護士さんと一緒に福岡からやってきました。九州大学法学部4年の福岡と言います。

僕は薬害肝炎九州訴訟を支える会の学生の会に所属して活動をしています。薬害について単純に学生としてやっていこうという感じだったので、インターネットで薬害についてのこれまでの歴史について学び、草伏さんの詩を読み、今日草伏さんやM君のビデオを見て、草伏さんは優しい感じなのに力強く訴えかけるものがあるなと思ったし、M君の中学生のまだ声変わりをしていないような幼い声の感じなのにしっかりした訴えをしていましたので、私のような学生がわあわあっと軽々しく言っているものだろうかと思っています。薬害についていったいどれだけのことを知っているんだと、患者さんの気持ちをどれだけ分かっているんだと思ったり考えたりするのですが、今日瀬戸さんのお話のなかにもあったように、学生にしかできない表現の仕方とか、薬害肝炎について知っている人が少ない中で若い人たちに知ってもらうという意味では、若い勢いで学生が活動していくのは大きな意味があるんじゃないかなと思っています。これからもやっていくし、頑張っていきたいと思っています。

これまでの活動は大きくわけて次のようなことを行ってきました。一つ目は、第一回期日のときには、九州大学、久留米大学、福岡大学、西南大学の学生さんたち80名が裁判所前に駆けつけました。二つ目は、第二回期日前には、福岡の天神でピラ配りを行いました。その時用意していた500枚が30分も経たず全部配ることが出来ました。そしてその日のうちに、企画会議を行って、

学生支える会でTシャツを作ろうということにもなりました。また11月21日からの九州大学の学園祭で出し物の一つとして、薬害肝炎について知ってもらえるような企画をしようということが決まりました。そしてその際には、薬害エイズについてのビデオも上映してもらおうと思っています。

そして三つ目、第三回期日の11月19日ですが、その日に薬害肝炎九州訴訟学生支える会の本格的な立ち上げを行いたいと思っています。それに先立ちまして、先週の土曜日の11月1日にはその準備会企画会議を行いまして、Tシャツの具体的な案もできて、学園祭のときにどういったことをするのかということも、いろいろと決めました。先日は、九州大学大講義室という一番大きな教室で、一年生500名くらいの参加のなかで5分~10分くらいの時間をもらって、薬害肝炎についてみなさんに知ってもらおうということと話をさせていただきました。その時「みんな、裁判所に1000人集ってみようぜ！」と勢いよく言ったんですが、この薬害についてのことをこんなに簡単に言ってもものなのかと思いつつも、先ずはみんなに参加してみようよと、訴えていくことも大事かなと思ってやっています。もし、間違った方向へいってたら弁護士さんに修正していただくという形で、いろいろとご指導をお願いします。

最後に、東京、大阪、名古屋、仙台、福岡、そして大分の学生さんも今日は参加してくれているようなので、みんなで連携をとって、この訴訟の支援を少しでも広げていければと思っています。

草伏さんやM君の遺志を引き継ぐというか、薬害によって辛い思いをする人がこれからは出ないように、共に頑張っていきましょう。どうぞこれからもよろしくお願ひいたします。